# 政策的低廉料金サービスについて

平成 2 9 年 4 月

### 1. 制度の意義等(厚生労働省)

### (妥当性,必要性)

・ 心身障害者用低料第三種郵便物については、創設当初は、 障害者基本法第23条の障害者等の経済的負担の軽減を踏まえ、第三種郵便物 より低料な利用料としての措置が行われていたものと思われ、障害者が円滑に情報を取得するためには、国及び地方公共団体の情報提供の他、 障害者団体による機関誌や定期刊行物は重要なものとなっており、これに一定の配慮をして頂くことは重要である。

### (利用者ニーズ)

利用者のニーズについては、障害当事者や総務省との各種協議の場においても、視覚障害者に対する情報誌の発送が、視覚障害者が生活情 報や制度・政策情報を入手する上で必要不可欠なものとなっており、それらの低料金(ないし無料)による発送支援の利用者ニーズは高いものと 認識。

### 2. ヒアリングにおける厚生労働省の主な意見

(厚生労働省における予算措置等について)

- 財務省に予算要求することは可能だと思うが、昨今では、新しい事業を組み込むのが難しい。
- 検討会の場で、心身障害者向け低料第三種や第四種については全て国でやるべきという結論となれば、厚生労働省でも検討しなければと思う。 が、まずは制度の維持をお願いしたい。

### (ICT化への支援について)

スキルの向上を支援する事業はあるが、音声データをダウンロードできる特殊な機械、点字を音声データ化する装置は高額であり、全ての障害 者が買いそろえるのは厳しい。

### (料金を見直すこととなった場合の影響ついて)

- ・ 障害者団体との協議の場で様々な意見を聞いており、第四種郵便物をなくすとそのインパクトは大きい。
- ・ 障害者にとって本当に有意義な制度だと考えている。

- ・ 心身障害者用サービスには無視できない需要が引き続きあり、それには答えていくべきだと思う。
- ・ 障害者は情報弱者が多くなりがちなため、意義のある制度だと思う。
- ニーズが存在する点は異論がないと思う。

## 第三種・第四種郵便物に関するこれまでの議論の整理(心身障害者用低料第三種及び点字・特定録音物等)

4. 利用状況等に関する現状・見通し		
第三種・第四種郵便の利用者数	①利用可能者数(※発送側、受取側)	
	②実際の利用者数(※発送側、受取側)	
第三種・第四種郵便の利用件数	③全体の利用件数	
	④1者当たりの平均利用件数 (※発送側、受取側)	
政策目的の実現にかかる費用	⑤政策目的を達成するために必要となる全体費用及び主な費用項目	
	⑥郵送費用及び全体費用に占める当該郵送費用の割合	
費用に対する支援措置	⑦⑤の主な費用項目に対して講じられている支援措置(あれば記載)	
第三種・第四種郵便制度を見直すこととなった場合の影響	⑧この場合に見込まれる郵便の利用者数の減少率(※発送側、受取側)	
	⑨この場合に見込まれる第三種・第四種郵便の利用件数の減少率(※発送側、受取側)	
代替手段	⑩第三種・第四種郵便以外のメール便等の利用者数(※発送側のみ)	
	⑪メール便等の利用件数及びその利用割合(発送件数全体に占めるメール便等の利用件数の割合)(※発送側のみ)	
料金水準の見直し	⑫制度を維持した上で、今後、仮に日本郵便において、経営状況によって料金水準の見直 しが行われることとなった場合、その影響についてどのように考えるか。	

### 第三種・第四種郵便物に関するこれまでの議論の整理(通信教育(文部科学省))

#### 1. 制度の意義等(文部科学省)

- ・ 通信制高校においては、近年、勤労青年の数は減少する一方、不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒への受け皿として、その重要性が高まっている。また、経済的な困難を 抱える生徒を多く受け入れ、経済的格差による影響を最も受けている者に対して後期中等教育を提供するセーフティネットとしての役割を果たしている。
- ・ 大学通信教育は、教育の機会均等の考えの下、門戸を広く開放し、学修意欲を持ちながらも地理的・時間的制約など様々な理由でその実現に困難を伴う人たちの期待に応えようとする正規 の大学教育課程である。このうち放送大学は、我が国の生涯学習を支える中核的な機関としての役割も果たしている。
- ・ 学校または一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で、社会教育上奨励すべきものについては、「認定社会通信教育」として認定を与えており(社会教育法第51条第1項)、公益 性の高い学習機会を時間的及び地理的制約を受けることなく利用できるシステムとして、国民に広く普及している。
- ・ これらの通信教育は、時間的及び地理的制約を受けることなく各人の自発的意思により利用できる学習システムとして、教育の機会均等の考えの下、学位・職業資格・知識技術を得るなど、真に学修が必要な人たちのための学びのセーフティーネットの役割を担うとともに、女性や社会人の学び直し、長寿社会における生きがいづくり、国民の多様な教育・学習機会の確保に貢献することで、働き方改革・一億総活躍社会・生涯学習社会の実現を担っており、制度の創設以来、一貫して社会的に重要な役割を担ってきている。
- ・ 第四種郵便物は、これらの通信教育の普及や通信教育利用者の経済的負担を軽減し、教育の機会を一層拡大する極めて公共性の高いサービスと言える。

#### 2. ヒアリングにおける文部科学省の意見

(第四種の低廉料金が電子化を阻害しているのではという点について/ICTでの代替可能性について)

- ・ 添削指導については、紙媒体等の郵送による添削指導が圧倒的に主流。ICT化を進めている学校もあるが、それでも生徒からの要望により手書きの部分も残っている。
- ・ 講義型の授業の視聴にICTを使うことは増えているが、マークシート形式の課題のみではなく記述式問題を多く取り入れた添削課題をインターネット等を活用して多数の生徒に実施するためのシステム開発・維持管理には多額の経費を要し、郵送が必要なのが実態。当面、学生の学習には郵送が効果的である。インターネットを利用した添削指導も可能となる「ネット学習コース」を開設している高校もあり、こうしたことが広まれば、将来的には郵便の利用は減ってくると思うが、紙媒体に取って代わるような状況にはならないと考えられる。
- ・ 大学通信教育のICT化の推進については、制度面の改善や、昨今の情報技術の発達もあり、多くの大学でインターネットを活用した授業などメディア授業の実施は進みつつある。一方、多様な受講者に配慮する観点、教育効果を高める観点や、著作権上の制約もあり、インターネット授業に置き換えることは困難。
- ・ インターネット配信が利用できない学生・受講者(放送大学学生の21%。認定社会通信教育では矯正施設等からの受講もあり、また受講者の約半数が60歳以上。)が一定数存在することなどから、直ちにICTによる配信で全面的に代替することは困難。

#### (郵送料の負担について)

- ・ 通信制高校に通っている生徒は相対的に困窮している家庭が多く、2~3万円の負担増加はとても重い。
- ・ 認定社会通信教育については、通信運搬費の割合が高い団体もあり、負担は決して小さいものではない。

### (第四種郵便の必要性の程度、一民間事業者に負担を負わせることについて)

- ・ 第四種郵便の廃止等により、生徒の経済的負担の増加や、セーフティネットとして重要な役割を果たしている通信制高校の運営経費の増加を招くことは適切ではない。
- ・ 大学通信教育を実施しているのは学生の授業料に依拠する私立大学でありながらも、通学課程よりも低廉な学費で実施する社会的要請に応えていただいている。
- ・ 第四種郵便の廃止に伴う経済的負担は、終局的には学生の経済的負担を強いることとなり、教育・学習機会の制限につながる。
- ・ 社会通信教育について、社会教育法の制定当初から「社会のあらゆる階層やあらゆる地域の人々に勉学の機会を与える」という意義、その実現のための第四種郵便物の重要性も変わっていない。

- ・ 通信教育におけるそれぞれの制度の意義も、第四種郵便物の必要性についても理解できる。
- ・大学の通信教育課程について、授業料は値上げされていると思うが、その中で第四種郵便物は値上げしてきておらず、今後の話として郵便料金を値上げするという選択肢もあるのではないか。
- ・ 大きなICT化の流れの中で、すぐに郵便料金を上げることはできないにしても、数年かけて上げていく方法もあると思う。
- ・ 通信教育の制度の理念を実現するための第四種郵便物の必要性の程度について教示いただきたい。高い公共性があるのであれば、一民間事業者に負担を負わせていいのか疑問である。

4. 利用状況等に関する現状・見通し		
第三種・第四種郵便の利用者数	①利用可能者数(※発送側、受取側)	
	②実際の利用者数(※発送側、受取側)	
第三種・第四種郵便の利用件数	③全体の利用件数	
	④1者当たりの平均利用件数 (※発送側、受取側)	
政策目的の実現にかかる費用	⑤政策目的を達成するために必要となる全体費用及び主な費用項目	
	⑥郵送費用及び全体費用に占める当該郵送費用の割合	
費用に対する支援措置	⑦⑤の主な費用項目に対して講じられている支援措置(あれば記載)	
第三種・第四種郵便制度を見直す こととなった場合の影響	⑧この場合に見込まれる郵便の利用者数の減少率(※発送側、受取側)	
	⑨この場合に見込まれる第三種·第四種郵便の利用件数の減少率(※発送側、受取側)	
代替手段	⑩第三種・第四種郵便以外のメール便等の利用者数(※発送側のみ)	
	⑪メール便等の利用件数及びその利用割合(発送件数全体に占めるメール便等の利用件数の割合)(※発送側のみ)	
料金水準の見直し	⑫制度を維持した上で、今後、仮に日本郵便において、経営状況によって料金水準の見直しが行われることとなった場合、その影響についてどのように考えるか。	
その他	⑬通信教育課程の授業料の推移(過去15カ年程度)	

### 第三種・第四種郵便物に関するこれまでの議論の整理(通信教育(厚生労働省))

### 1. 制度の意義等(厚生労働省)

- ・ 准看護師として就業しながら看護師を目指し学習することが可能である本課程は、看護師の確保という観点においても重要。【看護師】
- ・ 昭和29年の制度開始時より、資格取得者への支援策ととらえており、通信課程の必要性は変わっていない。【理容師・美容師】
- ・ 様々な生活環境の中で国家資格を得て、新たな職業を得ようとする国民に対し、少ない負担で全国平等に教育を行うために必要。【社会保険労務士】
- ・ 職業能力の向上に資する教育訓練を受講する機会を確保する上で、第四種郵便物制度重要な役割を果たしており、今日においてもその政策目的は 妥当であると考える。【教育訓練給付】
- ・ 一億総活躍社会の実現を図っていく中で、働きながらキャリアアップを目指す福祉・介護人材の教育機会の確保等において重要な役割を担っている。 【社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事】

### 2. ヒアリングにおける厚生労働省の意見

(厚生労働省における予算措置等について)

・ 郵便物の発送に関する外部補助に対し、既存予算の確保も厳しい状況の中で、郵便制度を所管していない厚生労働省において予算措置をすること は困難。

(教育訓練給付に郵送料金を含めることについて)

・ 学校側が郵便料金も含めて受講料を設定しているとすれば理念的には郵送料金も給付の対象に含まれ得る。しかし、通信教育の公益性は今も昔も変わっていないこと、経費の負担が社会人の学び直しの大きな阻害要因の1つであり、そのための支援が重要であることから、制度の維持をお願いしたい。

(制度がなければ必要な者が受講できなくなるのかという点について)

・ 介護人材の確保は喫緊の問題となっている。少しでも志のある人を集めるために、介護人材の確保に資する制度は維持をお願いしたい。【社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事】

(ICT化について)

・ 入学する年齢層は毎年変わるため、インターネットを用いた教育を義務づけられず、e-ラーニングの普及により郵便が減るかどうかは正直わからない。 【精神保健福祉士】

- ・ 通信教育利用者がどの程度いて、郵便料金をどの程度負担しているかが全く分からず、検討しようがない。
- ・ 資格取得の経費に占める郵便料金の割合を知りたかった。
- ・ インターネットに移行させるためにも第四種郵便物の適用範囲をどう考えるのか検討する必要がある。受講者が負担できるのであれば郵便料金を負担していただくという考え方もある。
- ・ (コストに見合った価格設定について)どの程度であれば制度を維持できるのか。 第四種郵便物が相当な重要度を占めているものがあればご説明い ただきたい。

4. 利用状況等に関する現状・見通し		
第三種・第四種郵便の利用者数	①利用可能者数(※発送側、受取側)	
	②実際の利用者数(※発送側、受取側)	
第三種・第四種郵便の利用件数	③全体の利用件数	
	④1者当たりの平均利用件数 (※発送側、受取側)	
政策目的の実現にかかる費用	⑤政策目的を達成するために必要となる全体費用及び主な費用項目	
	⑥郵送費用及び全体費用に占める当該郵送費用の割合	
費用に対する支援措置	⑦⑤の主な費用項目に対して講じられている支援措置(あれば記載)	
第三種・第四種郵便制度を見直す こととなった場合の影響	⑧この場合に見込まれる郵便の利用者数の減少率(※発送側、受取側)	
	⑨この場合に見込まれる第三種·第四種郵便の利用件数の減少率(※発送側、受取側)	
代替手段	⑩第三種・第四種郵便以外のメール便等の利用者数(※発送側のみ)	
	⑪メール便等の利用件数及びその利用割合(発送件数全体に占めるメール便等の利用件数の割合)(※発送側のみ)	
料金水準の見直し	⑩制度を維持した上で、今後、仮に日本郵便において、経営状況によって料金水準の見直しが行われることとなった場合、その影響についてどのように考えるか。	

### 1. 制度の意義等(農林水産省)

- 種子は、常温で長期間保管すると発芽等で品質が劣化するため、農家は作期毎に種子を入手する必要がある。
- ・ 第四種郵便は、大半の農家が利用しており、仮に、植物種子が第四種から除外された場合、現在の種苗費に増額分の輸送費が加算され、農業生産コストの増加に繋がる。
- ・中山間地においては、農家は種苗店での種苗の入手が困難であることから第四種郵便による種苗の郵送の効果は計り知れない。
- TPPを受け、農業所得を増大させるため、農業生産資材の低コスト化が強く求められている。
- ・ 第四種郵便は、宅配便等と比べて非常に安く料金設定されているため農業生産を行うにあたって不可欠な種苗の入手にあたり、全国の農家(約2百万戸)のうち大半で利用されていると考えられ、制度の維持についてのニーズは高い。

### 2. ヒアリングにおける農林水産省の主な意見

(「農業競争力強化プログラム」と第四種の低廉料金との関係について)

- 種苗の送料は農家が負担しており、資材のコストとして認識していることから、資材コストを1円でも安くという「農業競争力強化プログラム」の趣旨から 外れないと思う。
- ・ 種苗費の割合は野菜作の中では7%とそれほど大きい割合ではないが、資材は1円でも安くということがプログラムの趣旨と考えている。

### (料金を見直すこととなった場合の影響について)

・ 資材価格を1円でも安くし、農産物を1円でも高く売ることが目標。第四種郵便物の制度を維持していただきたい。

(第四種郵便物の農産種苗の利用の大半が特定の2者しかいないことについて)

・ (これら2社は日本の種苗会社の最大手の2社と想定されるが、)第四種郵便を利用する種苗の送料は、そのほとんどが種苗会社(販売者)ではなく種苗購入者、つまり全国の農家が負担しているものであり、幅広く農業者に利用されていることから、特定の者のみが利用しているとの指摘は当たらない。

- ・種苗や農業設備の引き下げであれば分かるが、郵送料の引き下げは民間活力の活性化につながっていないと思う。
- 郵送料が負担になっているのかもう少し説明をしていただきたい。
- ・ 全体の農家数よりも、第四種郵便物を利用している戸数がこの制度が必要かどうか判断する重要な数字だと思う。
- ・農林水産省としてこの政策を推進するために、郵送料を補助してもいいのではないか。

# 第三種・第四種郵便物に関するこれまでの議論の整理(農産種苗)

4. 利用状況等に関する現状・見通し	
第三種・第四種郵便の利用者数	①利用可能者数(※発送側、受取側)
	②実際の利用者数(※発送側、受取側)
第三種・第四種郵便の利用件数	③全体の利用件数
	④1者当たりの平均利用件数 (※発送側、受取側)
政策目的の実現にかかる費用	⑤政策目的を達成するために必要となる全体費用及び主な費用項目
	⑥郵送費用及び全体費用に占める当該郵送費用の割合
費用に対する支援措置	⑦⑤の主な費用項目に対して講じられている支援措置(あれば記載)
第三種・第四種郵便制度を見直すこと となった場合の影響	⑧この場合に見込まれる郵便の利用者数の減少率(※発送側、受取側)
	⑨この場合に見込まれる第三種・第四種郵便の利用件数の減少率(※発送側、受取側)
代替手段	⑩第三種・第四種郵便以外のメール便等の利用者数(※発送側のみ)
	⑪メール便等の利用件数及びその利用割合(発送件数全体に占めるメール便等の利用件数の割合) (※発送側のみ)
料金水準の見直し	⑩制度を維持した上で、今後、仮に日本郵便において、経営状況によって料金水準の見直しが行われることと なった場合、その影響についてどのように考えるか。
その他	13中山間以外の地域における農家の割合
	④農協を通じて農産種苗を購入している農家の割合
	⑮第四種郵便を利用している「農家」の戸数(家庭菜園などの個人利用を除いた数)
	⑯平成16年の「郵政民営化に関する有識者会議」において、御省は「(第四種について)廃止やむなし」としていたが、今回「維持すべき」としていることについて、平成16年から具体的にどのような状況変化があったのか。

### 第三種・第四種郵便物に関するこれまでの議論の整理(学術刊行物)

### 1. 制度の意義等(文部科学省)

- ・ 学会が学術刊行物を通じて行う学術情報の流通は、我が国の学術研究を推進するうえで不可欠な取組である。
- ・ 文部科学省においては、電子化による刊行物の流通促進を支援しているが、過半の刊行物は、研究上の必要性等から紙媒体による刊行を継続している。このため、第4種郵便は学術の振興において、今なお、重要な方策となっている。
- ・ したがって、第4種郵便の見直しは、我が国の学会の経営基盤が脆弱な中で費用増加を招くこととなり、学術刊行物の流通に影響を与えることとなる。
- ・ また、「郵政民営化の基本方針」(平成16年9月10日 閣議決定)では、「特別送達等の公共性の高いサービスについても提供義務を課す」ことが位置付けられている中で、民営化後も社会貢献等の一環として、引き続き学術刊行物の第4種郵便への指定が継続され定着してきたと承知しており、今後も、学術研究の振興に資する第4種郵便(学術刊行物)を継続的に実施していただきたい。

### 2. ヒアリングにおける文部科学省の主な意見

(文部科学省における予算措置等について)

- ・ 国が直接、運営経費に手をさしのべるわけにはいかない。事業ベースでの支援が適切と考えている。
- 一民間事業者に負担させるべきでない点は、総論では否定するものではないが、学術研究そのものに着目した場合には社会性、公共性の観点で、 郵政事業そのものが公共的サービスの側面があることから、社会全体で学術研究を支える活動について、社会的な貢献の枠組みの中で支援をお願いしたい。

(第四種の低廉料金が電子化を阻害しているのではという点について)

- 画像を紙媒体で参照したいとの要望等があり、また、経費や技術の問題がある。
- ・ 紙での刊行は約58%、紙、電子両方の発行でも約38%であり、紙によるやりとりを期待している部分もあると思う。直ちに電子化できる状況にはない。
- ・ 電子化は当然推進する。その上で多様な需要に応える中で、流通手段の1つとして、依然紙媒体の目的が変わるものではないと整理させていただきたい。
- ・ 第四種郵便物の利用が縮小しているものの、まだある一定の需要があることから、学術活動を支える社会的な取組の一環として引き続き支援していただきたい。

- ・ 低廉な料金が(学術刊行物の)電子化を阻害している。
- ・ 画像を自分のプリンタで打ち出せば済む話であり、電子化の取組を強化していくのが学会の存続のためにいいのではないかと思った。
- ・ 学会の会費で学術刊行物を賄っているが、印刷代がほとんどを占めている。郵送代は少額。学会が刊行回数を減らすのは、印刷代の負担増や投稿数が減っていることが要因であり、郵送代の問題ではないと考えている。
- ・メール便は相対で非常に安く提供しているので、おそらく第四種郵便物より安い料金の場合もあることを考慮して検討する必要がある。
- 政策的低廉料金を小規模学会を存続させるために維持することは説明が苦しいと思う。

# 第三種・第四種郵便物に関するこれまでの議論の整理(学術刊行物)

4. 利用状況等に関する現状・見通し		
第三種・第四種郵便の利用者数	①利用可能者数(※発送側、受取側)	
	②実際の利用者数(※発送側、受取側)	
第三種・第四種郵便の利用件数	③全体の利用件数	
	④1者当たりの平均利用件数 (※発送側、受取側)	
政策目的の実現にかかる費用	⑤政策目的を達成するために必要となる全体費用及び主な費用項目	
	⑥郵送費用及び全体費用に占める当該郵送費用の割合	
費用に対する支援措置	⑦⑤の主な費用項目に対して講じられている支援措置(あれば記載)	
第三種・第四種郵便制度を見直す こととなった場合の影響	⑧この場合に見込まれる郵便の利用者数の減少率(※発送側、受取側)	
	⑨この場合に見込まれる第三種・第四種郵便の利用件数の減少率(※発送側、受取側)	
代替手段	⑩第三種・第四種郵便以外のメール便等の利用者数(※発送側のみ)	
	①メール便等の利用件数及びその利用割合(発送件数全体に占めるメール便等の利用件数の割合) (※発送側のみ)	
料金水準の見直し	②制度を維持した上で、今後、仮に日本郵便において、経営状況によって料金水準の見直しが行われることとなった場合、その影響についてどのように考えるか。	